

広島県告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年十月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市総領町五箇字横谷五九三〇の一二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため